

第8章 審議会

（設置）

第24条 景観づくり及び広告物（旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）第1条の2第2号に規定する広告物をいう。次条において同じ。）に関する重要事項を調査審議させるため、旭川市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） この条例によりその職務に属するものと定められた事項
- （2） 旭川市屋外広告物条例第32条の規定により審議会に諮問することとされた事項
- （3） その他景観づくり及び広告物に関し市長が必要と認める事項

（組織等）

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 屋外広告関係業者
- （4） 市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。